

生徒・保護者の皆様

市立札幌清田高等学校
校長 黒宮 裕久

成年年齢引き下げに伴う対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、すでに御承知のとおり、民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）（以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 20 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日に施行されることとなります。

改正法は、民法第 4 条に規定する成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げるものであることから、施行日以降、高等学校、特別支援学校高等部及び中等教育学校後期課程においては、生徒の多くが在学中に成年年齢に達することとなります。

つきましては、本校における成年年齢に達した生徒の保護者に係る取扱いについて、下記のとおり対応いたしますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

改正法の施行後は年齢満 18 歳以上の生徒は親権に服することがなくなるため、当該生徒の父母等は学校教育法上の保護者に該当しなくなりますが、若年者については、成年年齢に達したとしても、成長の過程にあることから、その社会的自立に対して支援が必要なくなるものではなく、引き続き、在学中の各種手続・指導においては父母等との連携の下、父母等の理解・同意を得ながら進める必要があります。

そのため、本校においては、改正法施行後においても、満 18 歳に達した生徒の父母等（生徒の生計を維持している者）を引き続き保護者に準じて取り扱うことといたしますが、改正法の趣旨を踏まえ、成年年齢に達した生徒に係る指導等においては、生徒の自己決定権を尊重しながら進めてまいります。

2 在学中の手続等に係る規則上の保護者の取扱い

在学中の手続等に係る以下の規則において「保護者」の語を使用している条項については、改正法施行後、満 18 歳に達した生徒の父母等を引き続き保護者に準じて取り扱うこととします。

事項	規則名	該当条項
成年生徒の退学、転学、留学及び休学に係る手続	札幌市立高等学校学則	第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、様式 3・4・5・5 の 2・6・7・8
	札幌市立中等教育学校学則	第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項、様式 4・5・6・7・8・9・10
	札幌市立特別支援学校学則	第 13 条第 1 項、第 14 条、第 15 条、別表 2、様式 4・6・6 の 2・7・8
成年生徒に関する授業料その他の費	札幌市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則	様式 2

用の徴収	札幌市立中等教育学校の授業料等に関する条例施行規則	様式 2
その他	札幌市立高等学校通学区域規則	第 3 条第 1 項・第 2 項、第 4 条、第 5 条
	札幌市立中等教育学校通学区域規則	第 3 条

3 成年年齢に達した生徒に対する生徒指導、進路指導、保健指導等

生徒が成年年齢に達しているか否かに関わらず、学校と家庭が連携しながら生徒の成長と自立を支援していくことが必要であることに変わりはありませんので、成年年齢に達した場合であっても、生徒への指導や家庭との連携について、基本的にこれまでと同様の取組を行ってまいります。

※本件に係るお問合せについては、担任又は教頭（Tel882-1811）までお願いいたします。